

## はじめに

### (1) 条例がめざす「参画と協働」とは

「参画」とは、計画(の立案)に加わること。「協働」とは、共に働くことです。

「参画と協働」とは、県民と県行政が一緒になって、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵や力を出しあって、みんなのことはみんな決めて、さまざまな地域づくりに取り組んでいくことです。

「参画と協働」には、次の2つの場面があります。

県民と県民のパートナーシップ - 地域  
社会の共同利益の実現への参画と協働 -

県民の皆さんが力をあわせて住みやすい地域づくりのために取り組む「地域づくり活動(子育てや高齢者の支援、緑化活動や交流行事など)」の展開  
(県民が県外で行う活動、県外の方が県内で行う活動も含む)

県民と県行政のパートナーシップ  
- 県行政の推進への参画と協働 -

県政情報の共有はもちろん、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で、県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら、県民生活中心の県民とともに歩む県行政の推進

兵庫県がめざす、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫は、「地域社会の共同利益の実現」と「県行政の推進」という2つの場面で、県民の皆さんと県が力をあわせて「参画と協働」による取り組みを展開することによって実現されるものです。

### (2) 条例の特色

#### 県民とのパートナーシップの確立をめざす参画と協働の基本条例

兵庫の将来像である「美しい兵庫」の実現に向けて、県民同士、県民の皆さんと県とのパートナーシップの確立をめざす、「参画と協働」の推進に関する基本条例です。

参画と協働の2つの場面(「地域社会の共同利益の実現」、「県行政の推進」)への取り組みを明らかにした都道府県レベルでは全国初の条例

県民の皆さんが、自分たちの意思で、子育てや高齢者の支援、緑化活動、交流行事など、暮らしやすい地域づくりに取り組む「地域社会の共同利益の実現」と、「県行政の推進」という2つの場面の「参画と協働」があることを明確にしました。

#### 状況の変化に柔軟に対応できる成長する条例

条例では、参画と協働の理念などを明らかにしました。具体的には、「地域づくり活動支援指針」や「県行政参画・協働推進計画」を策定して進めることとし、状況変化に柔軟に対応できるしくみとしました。

参画と協働に関する施策の状況について、毎年、年次報告を作成・発表し、さらに施行後3年以内にその効果を検証するなど、成長する条例としました。

### (3) 支援指針、推進計画の策定

この条例の規定に基づき、県は、県民の皆さんの主体的な地域づくり活動を応援するため、支援の考え方や基本方向を定めた「地域づくり活動支援指針」をとりまとめます。また、参画と協働による県行政を推進するための考え方や方策を定めた「県行政参画・協働推進計画」をとりまとめます。



## 1. 参画と協働による地域づくり

### (1) 成熟社会の到来

#### (21世紀の分権型社会)

成長から成熟の時代へ移行するなかで、人々の価値観は、ものの豊かさからこころの豊かさなど質の充実を求める方向へ、また、経済活動は、供給者本位から消費者・生活者本位へ、人と社会の関わり方は、権利とともに積極的に役割や責任を分担する方向へと大きく変容している。

こうした中、社会のシステムや構造そのものを画一性と効率性から多様性と個性、選択と分散の重視へと抜本的な転換が急務になっている。

そして、今後の社会の成熟化に的確に対応していくためには、地方分権の進展や住民と行政の協働の動きに対応して、生活者・消費者サイドのしくみが重視される分権型の社会システムを構築していくことが不可欠である。

#### (ともに進める参画と協働)

とりわけ、これまでの県民運動の積重ねとその成果、阪神・淡路大震災での貴重な教訓、県民主役・地域主導により策定されたビジョンでの先導的な取り組み等を踏まえ、県民一人ひとりが自ら考え、判断し、責任を持って行動する取り組みが大切である。また、県民ニーズに的確に対応しつつ、県民生活の安定を最重要視した県行政を推進するためには、県民の参画と協働による多様な機会とそのしくみの確保が不可欠となっている。

### (2) 参画と協働につながる取り組み

兵庫県では、成熟社会における今後の地域づくりの在り方を見据え、県民の主体的な取り組みを支援するとともに、参画と協働を先導するさまざまな取り組みを進めてきた。

#### 地域づくり活動

県民の自発的で自律的な意思に基づき、自らの地域を住みやすくするための「地域づくり活動」の展開について、多様なしくみを提案・構築し、さまざまな手法で支援してきた。

#### 県民運動

##### (県民運動の提唱)

兵庫県では、「公」と「私」の中間領域における県民の主体的な活動として、昭和62年に教育、学習、福祉、保健、環境等の分野において県民運動を提唱した。これに呼応して、自治会、婦人会、子ども会等を構成団体とするところ豊かな兵庫づくり推進協議会が結成され、県も県民運動団体とのパートナーシップのもとに、県民運動を支える基盤的な施策を展開してきた。

##### (県民主導の取り組み)

この運動は提唱から約15年を経て、県民の自発的で自律的な県民主導の取り組みとして発展してきた。これにより、県内各地で多数の団体による多彩な活動が展開されるなかで、県民一人ひとりが、地域社会の構成員とし、自覚と責任を持って行動する意識が醸成されつつある。

##### (今後の展開)

今後は、地域団体、ボランティア団体など多様な主体が自ら地域課題を発見し、こうした課題に応じて重層的なネットワークを築きながら、連携・協働して地域課題に取り組む、成熟社会にふさわしい柔軟な展開が求められる。そこから相乗効果や、互いに変革する効果など新しい力を導き出すものとしてさらに発展的に展開されることが期待されている。

## ボランティア、NPO 活動

### (新しい公の胎動)

先の阪神・淡路大震災では、被災者支援のため、震災直後の1年間で約138万人の人々が多彩なボランティア活動に取り組み、草の根の活動を通じて協力復興を支え、新しい公を創出していく契機となった。

兵庫県では、ボランティア、NPO活動が広く県民に理解され、活動の輪が広がる機会を提供するとともに、ボランティア、NPO活動が社会に根付き、広がるよう、その基盤となる活動環境の整備を支援してきた。

### (活動の広がり)

現在、多様な地域課題に柔軟に対応する形で、県内各地において福祉分野中心から、青少年、国際交流、芸術文化、まちづくり等の活動分野の広がりをみせながら、さまざまなボランタリー活動が展開されている。

### (今後の展開)

ボランティア、NPO活動は、活動する主体の自発性や自律性、活動の個別性、テーマ性を尊重する活動であり、今後、さまざまな領域でのボランティア、NPO活動の確実な広がりが予想される。また、こうした柔軟な活動の展開とあわせて、NPO等と地域団体などとの連携や、新たな課題に即したさらなる飛躍が期待される。

ボランティア：ここでは、自らの意思に基づいて、社会の一員として他の人々や社会の福利を向上させるために行動する人をいう。(出典>平成12年度国民生活白書)

NPO:ここでは、教育、文化、医療、福祉、国際協力など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のことをいう。NPO法に則して認証されたNPO法人、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の2つの類型を含む。(出典>平成12年度国民生活白書)

## 地域ビジョンの取り組み

### (地域ビジョンの策定)

21世紀にふさわしい兵庫づくりの基本方向として、平成11年度～12年度の2カ年にわたり、県内各地で、県民自らが主体的に地域の「夢」や将来像や行動目標について議論を重ねる「地域夢会議」を多様な方法で開催し、「地域ビジョン」をとりまとめた。

### (ビジョン実現に向けた実践)

平成13年度には、地域ビジョンの実現に向けて、各地域100名程度の「地域ビジョン委員」(公募、知事委嘱)や同委員で構成する委員会、さらには県民誰もが参加できる「地域夢会議」の場で、県民が自ら取り組む行動指針の作成及び行政のプログラムへの意見提言を行い「地域ビジョン推進プログラム」を策定した。

平成14年度以降、地域ビジョン委員会や地域夢会議を中心に、県民行動プログラムの幅広い県民への普及と参画の輪の拡大策を検討し、地域ビジョンの実現に向け、実践的な取り組みが進められつつある。

### (今後の展開)

こうした県民主役・地域主導で策定された地域ビジョンの実現への取り組みを契機に、県内各地における参画と協働の機運が高まり、県民主体の多彩な地域づくり活動が活発化していくことが期待される。

## 県行政への参画と協働の取り組み

兵庫県では、県民ニーズに的確に対応するため、これまで、情報公開、県民意見に基づく政策形成、県民との協働事業、県民による評価など多様な手法やチャンネルを導入し、県民とともに歩む県政を進めてきた。

### (情報公開)

多様な媒体を活用して県民本位の情報を提供し、説明責任の向上に努めてきた。また、平成 12 年 3 月には情報公開条例を制定し、情報公開を積極的に推進している(公文書公開請求件数：15,488 件(平成 14 年度))。

### (県民意見に基づく政策形成)

広く県民の意見を聞くために、さわやか提案箱、さわやかトーク、さわやかフォーラム等を実施している。

また、これまで政策形成のため必要と判断した部署が任意に行っていたパブリックコメントについて、平成 14 年 4 月に全庁統一のルール化を図った。(実施案件数：31 件、意見提出人数：2,889 人、意見提出件数：8,561 件(平成 14 年度))

さらに、平成 15 年 4 月には、審議会等の委員を公募するための全庁統一のルールを定める指針を制定し、積極的に公募委員の選任に努めている。(公募委員を選任した機関数：9 機関(平成 14 年度))

### (県民との協働事業)

県民との共催事業の実施はもとより、アドプトシステム(地域住民や企業などが、道路、公園、河川、海岸などの公共空間を養子(アドプト)として管理し、維持していくこと)や PFI(民間資金の活用による事業実施)など、県民との協働に意を用いた新たな行政手法の導入を進めている。

### (県民による評価)

政策評価を実施するとともに、美しい兵庫指標において県民による MY 指標 の取り組みを進めている。

MY 指標：「21 世紀兵庫長期ビジョン」で描かれた社会像の達成状況を評価するために設けた「社会像評価」の指標や、多くの指標データを集めた「指標の森データベース」の指標のうち、重要と思う指標や好きな指標として県民各自が選ぶ指標のこと

## 2. 兵庫が描く参画と協働

### (1) 参画と協働による兵庫づくり

#### 展望

#### 県民主役の地域づくり活動の展開

成熟社会にふさわしく生活の質を上げていくためには、一人ひとりが自らの個性や創造力を発揮しながら、自己実現を図るとともに、主体的に地域について考え、ともに「新しい公」を担う創造的市民として、だれもが生きがいをもって暮らせる地域社会を実現することが重要とされている。

そのためには、県民一人ひとりが、地域社会を担う一員としての自覚と責任を持ち、積極的に地域につながって「個を開く」ことが求められている。また、県民一人ひとりが、個性や創造性を発揮して、人、モノ、情報などの地域資源を適切に結び、「再ネットワーク化」を図ることにより、新たな地域づくり活動への展開が拡がりつつある。

もとより、県民運動、地域ビジョンの取り組み、ボランティア・NPOの活動は、当初の目的、対象、手法などは異なるものの、いずれの活動も自らの地域を住みやすくするために、県民の主体的な活動により多様な形で展開されるものである。

特に昨今は、県民が主体的に地域課題に取り組もうとする意欲の向上や、活動分野が福祉から教育、環境、まちづくり等へと広がりを見せ、地域課題の解決に向けてさまざまな個人や団体の連携がみられるようになってきている。

今後、これら県民主役の活動の一体的な展開による効果的な取り組みが一層進むよう、県としての確かな支援を積極的に進めていく必要がある。

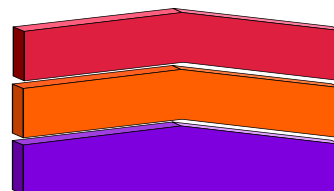
これらの取り組みが、特性を生かして多様に展開するとともに、さまざまな連携を図りながら、「兵庫の地域づくり活動」へと昇華していく大きなうねりとなることが期待されている。

#### 県民主導の行政手法への転換

一方、複雑、多様化する地域課題に対して、行政のみでは対応しきれなくなっており、県民の「公」に対する意識の変化、地域への貢献意欲の向上が顕著なかで、これまでの行政手法からの転換が不可欠である。

県民が県行政に参画し、県民と県行政が協働することによってはじめて、住民ニーズに的確に対応した行政運営が展開できる。

そのためには、県職員の意識の醸成を図るなかで、県民と県行政が、地域課題や県政情報を共有し、施策・事業を一緒に考え、その実施においてともに取り組み、さらに、その成果をともに確かめる県民とのパートナーシップに基づく新しい行政手法とそのしくみの構築が不可欠である。



## 参画と協働による兵庫づくり

多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く「美しい兵庫」の実現をめざし、県民一人ひとりが主役となって自律的な取り組みを展開することを基本に、地域にかかわるさまざまな主体が、対等の立場で協力しながら、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵や力を出し合って、みんなのことはみんなで決め、「参画と協働による兵庫づくり」に取り組んでいかなければならない。

そのためには、地域づくりの在り方や方法について、県民が自ら発案し、多様な主体が相互の違いを認め合い、理解し尊重しあいながら、共鳴し合う中で、それぞれの特性を生かして、ともに手を携え、力を合わせていくことが大切である。

兵庫が描く参画と協働

**「みんなが主役 多彩な協働 美しい兵庫」**



### 参画と協働の2つの場面

このような参画と協働による兵庫づくりには、次の2つの場面がある。これらの2つの場面が一体となり、「美しい兵庫」の実現をめざす。

#### 地域社会の共同利益の実現への参画と協働

##### 県民と県民のパートナーシップ

県民一人ひとりが力を合わせて、子育てや青少年育成、高齢者の支援、緑化・美化活動、世代間や地域間の交流行事など、よりよい地域づくりをめざして共に取り組んでいく。



#### 県行政の推進への参画と協働

##### 県民と県行政のパートナーシップ

県政情報の共有はもちろん、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で県民の主体的な参画と協働を得るための枠組みを整え、常に生活者中心の視点に立ち、県民とともに歩む県行政を推進する。

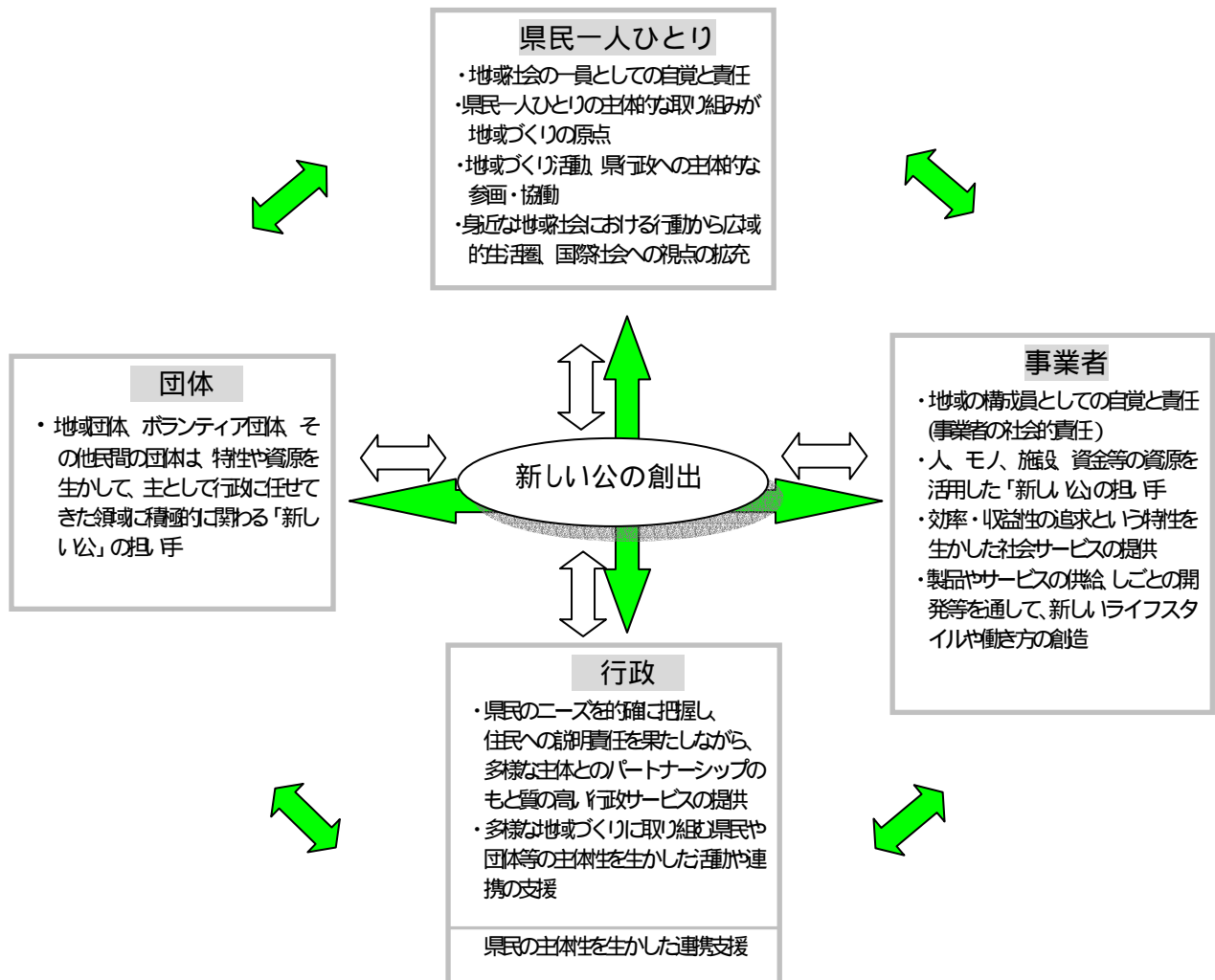


## (2)各主体の役割と連携

参画と協働により、成熟時代にふさわしい兵庫づくりを進めていくためには、県民一人ひとり、地域団体、ボランティア団体、その他民間の団体、事業者、行政など地域社会を構成する多様な主体が、それぞれの役割を分担しながら、相互のパートナーシップを確立していかなければならない。

### (各主体の役割と連携)

各主体は、次のような役割を果たすとともに、自己決定・自己責任の原則に基づき、それぞれが特性を生かしながら連携、協働を図り、「新しい公」の創出をめざすことが必要である。



### 地域づくり活動における市町と県の関係

- ・ 市町と県は、対等・協力の関係を基本とする
- ・ 県は、市町に対する補完性と市町優先の原則に基づき、市町との役割・責任分担のもと県民の参画と協働を推進する

#### 市町

- ・ 市町にあっては、地域づくり活動に取り組む団体等への日常的な支援など、暮らしに密着した身近な課題に対応する

#### 県

- ・ 県にあっては、広域的課題への対応を基本に、市町や中間支援組織への支援を図るとともに、情報提供や各主体間のネットワーク化に向けた応援など、主としてコーディネート機能に重点を置いた対応を図る





### 3. 参画と協働の展開方向

#### (1) 展開にあたっての2つの視点

これら2つの参画と協働の場面において、多彩な参画と協働を展開するため、すべての県民が主体性を持って「参画と協働」に取り組めるよう、「わかりやすさ」を基本に次の2つの視点を組み込みながら県民主役の兵庫づくりを推進する。

#### 過程（プロセス）の共有

参画と協働の取り組みが定着するために、地域社会の主役としての県民が自発的、主体的に地域のことを考え、いつでも多様な形態で参画することができ、県民一人ひとり、各種団体、事業者、県行政等との間で議論を尽くし、それぞれが共鳴し、実践段階において試行錯誤を繰り返しながら、より良いものにしていく双方向性のある、過程を重視した取り組みを進める。

#### 信頼と連携のネットワーク

県民一人ひとり、各種団体、事業者、行政等の多様な主体が、お互いにパートナーとして認め合い、補い合い、触発し合うなかで、対等で確かな信頼関係に基づくパートナーシップを確立し、それぞれの特性を生かしながらテーマ等に応じた自由で柔軟な多様なネットワークを形成する。

## (2) 地域づくり活動の支援の方向

県民の主体的で自発的な意思に基づく地域づくり活動を支援するため、県として次の考え方に立ち、支援施策を展開する。

### 新たな活動を生む

個から地域へ広がる参画・協働を支えるために

地域活動への意識づけ、学習機会の提供などを通じて、県民一人ひとりが創造的市民として取り組む地域づくり活動を支援する。

県民の地域社会への貢献意欲を尊重し、地域づくり活動に参画・協働するきっかけづくりや、活動に必要な能力を高めることができる機会を充実する。

自律した個を基本に、成熟時代にふさわしい新たな共同体的な関係を地域で築いていくため、一人ひとりの創造的な地域づくり活動を互いに認め合うとともに、個人と個人の協働、個人の団体への参画、個人と団体の協働など多様な形態で地域づくり活動が展開されるよう支援する。



## 〔 重点取り組み項目 〕

### 若い世代の参画・協働を促進する

- ・ 次代を担う青少年が、体験学習などを通じて地域づくり活動を体験できる機会を充実する。
- ・ 地域と学校が一体となった地域教育の推進を通じ、若い世代の地域づくり活動の実践力の向上を支援する。
- ・ 若い世代の勤労者が、地域づくり活動に参画・協働するきっかけとなる機会の創出に取り組む。

### 多様な活動を支援する

- ・ 地域づくり活動を実践するために必要な情報や県内外の先進的な取り組み例、県の各種支援施策に関する情報などを県民だれもが利用しやすいように、多様な媒体を活用して提供する。
- ・ 地域づくり活動に取り組む主体の活動段階や内容等に応じて多岐にわたる相談に対応するため、相談先を紹介する機能を備えた総合的な相談窓口を設置する。
- ・ 地域づくり活動に取り組むたくても種々の理由により活動しにくい人(乳幼児を育てている親、勤労者等)が、参画・協働できるような活動拠点の機能を充実する。
- ・ 個人単位でも多様な地域づくり活動に関して各種の支援が受けられる柔軟なしくみづくりに取り組む。

### 学習資源をネットワーク化する

- ・ 地域づくり活動をこれから始めようとする人から、専門知識・技能をキャリアアップしたい人まで、県民のさまざまな学習ニーズに応え、県民が学びたいことを主体的に選択できる学習機会を提供する。
- ・ 地域づくり活動に必要な知識を基礎から専門へと系統的に学べるよう学習資源のネットワーク化を推進する。

### 学びを活動に生かす機会を充実する

- ・ 地域団体やボランティア団体、NPO、中間支援組織、企業、市町等と密接に連携し、県民が地域づくり活動について学んだことを実践活動に生かせる機会を充実する。

## みんなで活動を育む

自律性や地域特性を尊重した支援をするために

担い手の発掘・育成、使いやすい活動の場の提供、活動に必要な資金の確保、それらを総合的に進めるプログラムづくりなど、地域づくり活動の積極的な展開や活動の質的向上を支えるために必要な基盤整備の支援を行う。

各主体の持つ地域づくり活動の目的や経緯、専門的知識や技術、独自のネットワークなどを最大限に生かしながら、それぞれの活動が一層拡充するよう活動主体の自律性を尊重した支援を行う。

地域づくり活動が地域に合った形で根付き、発展していくよう、地域特性に十分配慮した支援を行う。



( 重点取り組み項目 )

**県民の主体的な活動拠点を充実する**

- ・ 地域づくり活動を継続的に展開するため、地域づくり活動に取り組む団体が情報を得て活動し、地域のさまざまな交流を行い、新たな参加者を生み出すきっかけをつくる場として、地域住民の使いやすさを重視した活動拠点の確保を支援する。
- ・ 行政施設や学校施設等の有効活用を図る。
- ・ 商店街の空き店舗、地元企業の空き施設や厚生施設、研修施設、労働組合や職能団体の関連施設等の地域への開放を促進することを通じて、企業が地域づくり活動に参画する機会の創出に取り組む。

**地域に根ざした活動を支える人材を育成する**

- ・ 地域に根ざした活動を活発に展開できるよう、市町、中間支援組織等と連携を図りながら、地域に活動の基盤を持ち、地域づくり活動に取り組む団体の中核を担う地域リーダー（プランナー）の育成を支援する。
- ・ 活動団体の企画や運営を担う人材が、地域づくり活動団体の運営に必要なマネジメントや財政的運営などの専門的知識を習得する機会や場を提供する。

**活動に必要な財政的基盤の充実を支援する**

- ・ 地域づくり活動の展開に必要な資金を自前で調達できるよう、地域づくり活動に取り組む団体が、それぞれの活動の対価として収入を確保できるしくみづくりを支援する。
- ・ 中・長期的な視点からひょうごボランタリー基金を有効に活用し、地域づくり活動の種類や各主体の活動段階に応じて適切な支援を行う。
- ・ 各主体が取り組む地域づくり活動に賛同した企業等からの寄付や財団等からの助成金等を受け入れやすくするしくみづくり(寄付文化の醸成、優遇税制の導入検討等)に取り組む。
- ・ 補助金や貸付金については、基準や申請手続きをわかりやすく提示するなど、適切、迅速化に努める。

**地域固有の取り組みを支援する**

- ・ 地域通貨やコミュニティケアなど、地域資源を活用して創意工夫をこらした各地域の独自の取り組みを支援する。

## 活動の輪を拡げる

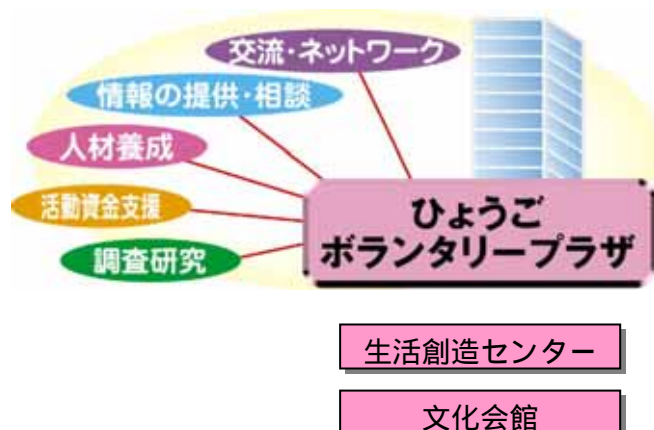
活動相互のネットワーク化を支援するために

多様な主体が対等な関係で互いの長所を生かしながら、認め合い、信頼し合えるパートナーシップの構築を支援する。

地域づくり活動の拡がりを促すため、県民相互の情報交換や交流活動の促進を通じて、同じ目的を持つ団体相互の連携や、地域団体とNPO 等など分野や目的の異なる団体の交流を支援することなどを通じて、さまざまな主体をつなぐ多様なネットワークづくりを支援する。

地域課題の変容や、各主体の活動分野の拡がりや活動内容の深まり、主体間の協働の推進など各主体の取り組みの拡がりに応じて、柔軟に対応できるしくみづくりに取り組む。

また、多様な主体と連携を図りながら、地域づくり活動の推進を総合的に支援するための拠点機能を充実するとともに、さまざまなしくみのフォローアップに取り組むなど活動の推進状況に応じて新たなしくみを検討する。



#### みんなの情報をつなぐ

- ・ 地域づくり活動に関して、県民からの情報の発信、県民相互の情報の共有等が積極的に行われるよう、地域づくり活動登録の運用の工夫などを通じて支援する。
- ・ 個人や各種団体、NPO 等が、地域づくり活動を実践する中で培った知識や技術を集積し、新たな活動に取り組もうとする人が必要な情報を容易に入手できるしくみの拡充に取り組む。  
(例)地域づくり活動登録のフォローアップ
- ・ 企業、各種団体等の持つ情報誌などの情報資源との連携を図り、地域づくり活動に関する情報を提供する。

#### 重層的なネットワークの形成を促進する

- ・ 地域団体相互、地域団体とテーマ型団体、地域団体と企業等、これまで交流の少なかった主体間の連携、さらには地域と地域の連携等を推進するなど、多様な主体による重層的なネットワーク化を促進する。  
(例)地域団体活動パートナーシップ事業、行政・NPO協働事業助成のフォローアップ

#### 活動を総合的に支える中間支援組織を支援する

- ・ 公的な組織、各種団体・全県・広域組織、NPO 等の民間の組織など多様な中間支援組織への積極的な情報提供や活動支援を通して、中間支援組織のコーディネート機能の向上を支援する。  
(例)ひょうごボランティアのネットワーク型拠点機能の充実  
こころ豊かな美しい兵庫推進会議、地域女性団体ネットワーク会議等への支援

#### 各圏域における総合的な支援拠点機能の充実

- ・ 各圏域(県民局単位)における総合的な支援拠点機能の充実を図る。
- ・ 広域的な支援拠点との結節点として、県民同士のパートナーシップによる地域づくり活動を支援するため、ネットワーク化の支援、地域に根ざした人材育成、情報収集・発信機能を確保するとともに、相談機能の充実など県行政とのパートナーシップによる取り組みの推進拠点としての役割を担う。  
(例)生活創造センター構想の推進  
文化会館・生活創造センターにおける生活創造活動支援機能の強化

#### 活動の拡充や連携につながる評価のしくみを検討する

- ・ 活動団体等が客観的な自己評価を実施し、結果を公表するしくみづくりを検討する。
- ・ 活動の評価結果が、協働事業を実施する際の連携や、寄付や助成をする側に目安として活用され、活動資金の充実につながるなど、活動が広がるしくみとなるよう工夫する。

### (3) 参画と協働による県行政推進の方向

次の考え方を基本に、県民の参画と協働による県行政を推進する。

#### 県民の目線で考える

過程が見えるしくみを拡充するために

「ともに知る」、「ともに考える」、「ともに取り組む」、「ともに確かめる」、「ともに支える」の各段階で、県民の目線で考え、さまざま主体の相互理解と合意が得られるプロセス重視のしくみづくりに取り組む。

県民等の自律的な取り組みを支え、県政に対する理解と信頼を深め、県行政との対等なパートナーシップを構築するため、情報公開を徹底し、県民と情報を共有する。また、インターネットを活用した情報交換の推進など双方向性のある情報のやりとりを進める。

県民本位のわかりやすく、きめ細かな情報の提供・発信に努めるとともに、どのような地域課題について、どのような考え方を経て、どのように解決するのか、政策形成の過程を明らかにするなど、説明責任の向上を図ることを通じて、プロセスを重視し、県民と響きあうしくみづくりに取り組む。

どのような案件について、どのような基準に基づき、だれとどのようなパートナーシップを結び、どう展開するのか、事業展開過程の透明性を確保する。

事業実施の方法、効果、代替案との比較、県民に視点に立った政策の評価・検証などに基づき、県民との参画と協働で施策の見直しを行うしくみづくりに取り組む。

( 重点取り組み項目 )

県民が主体的に選択できる情報を提供する

- ・ 多様な媒体を活用して情報発信するとともに、各主体との連携を図りながら情報を集めた場を確保し、多様なチャンネルを活用して、県民が必要な情報を入手しやすいしくみを整備する。
- ・ 県民が、県政について知りたい情報を容易に得、それに基づいて的確な判断ができるよう、適切な方法を選択しながら、わかりやすく、きめ細かな情報提供に取り組む。
- ・ 双方向性を重視したインターネットを使った情報公開、専門家同士の情報交換のためのメールニュースサービスの提供など IT を積極的に活用する。

行政運営の成果等を積極的に公表する

- ・ 県の行政施策の推進状況や成果等について、わかりやすい表記に配慮し、積極的に公開する。
- ・ 県民と政策目標を共有するとともに、県民による行政運営のモニタリングを推進する。

県行政への評価・検証に参画するしくみづくり

- ・ 各種施策の効果の評価・検証手法を充実するとともに、県民が評価に参画するしくみづくりに取り組む。
- ・ 行政による自己評価と各主体による外部評価を対比させることを通じて、多面的な視点からの行政運営の評価に取り組む。
- ・ 身近な課題や県の施策について、政策形成段階や事業実施段階において、モニターによる客観的な政策評価の実施を促進する。



## 県民と力を合わせる

県民との協働に基づき政策を展開するために

県民との協働に基づく政策展開を進め、できるだけ多くの分野で、政策や施策・事業の効果的な展開を図るため、それぞれに応じた形態を模索しながら、県民との共催、運営参加や施設の維持管理への参画など、各種施策・事業の実施、展開段階で協働機会の確保に積極的に取り組む。

県行政以外の主体が実施する取り組み、事業の中に、県行政が参画・協働する形での取り組みについても進める必要がある。

県行政の施策、事業推進にあたって、人材、情報、財源、活動拠点等等、地域にある多様な資源（顕在、潜在）を有効に活用できるしくみづくりに取り組む。特に、地域と関わりの深い地域団体、テーマ性でつながったボランティア団体、共通の職能でつながった職域団体等の多様な組織・団体との連携強化に努める。

県民と県行政の参画と協働をより実効性のあるものにしていくため、多様なチャンネルを活用するとともに、新たなしくみを試し、実践しながら改善を重ねる柔軟な取り組みを基本とする。



( 重点取り組み項目 )

協働で実施する範囲や事業を拡充する

- ・ 公共施設の運営や維持管理などへの県民の参画と協働を進めるしくみづくりに取り組む。
- ・ 県が実施する各種事業について、多様な主体との共同開催や共同運営など実施段階でのさまざまな形態の協働を積極的に推進する。
- ・ 協働先の選定について、適切な選定基準を明確にするなど透明性を確保する。

推進員等の職務の円滑化を推進する

- ・ 特定分野の行政課題の解決に向けて、県行政と協働して取り組む推進員等が円滑に活動できるよう、積極的に必要な情報を提供するとともに、関連する他の推進員や他の委員・専門員とのネットワーク化を推進する。

(例)県民運動推進専門員の見直し(民間と行政のパイプ役に加え、民間と民間のつなぎ役や県行政の総合窓口となる機能を担う等)

外部委託(アウトソーシング)を推進する

- ・ 県民が事業実施の中心となるよう事業主体を移行することにより、サービスの質や費用効果の向上につながる事業について、NPO や地域団体等へのアウトソーシングを推進する。
- ・ 外部委託の基準を定める指針づくりに取り組む。

アドプトシステムを普及する

- ・ 道路、河川、公共施設等のアドプトシステム の普及に努めるとともに、適切な連携のもと、地域団体や NPO、企業などの自主的な取り組みを積極的に支援する。

アドプトシステム：地域住民や企業などが、道路、公園、河川、海岸などの公共空間を養子(アドプト)として管理し、維持していく

## 県民の知恵を生かす

県民の発案と主体的な選択を尊重するために

多様なチャンネルを駆使しながら、幅広く県民と意見交換する機会の確保や、県民が責任をもって政策形成過程に加わり、施策の実施に際しても、主体的に関わるしくみづくりなど、県民と共鳴しあうしくみづくりを構築する。

県民からの政策提案や NPO 等との協働による政策形成など、県民の主体的な提案・活動が展開されるようなしくみづくりに取り組む。また、これらの取り組みを促進するため、県民相互の連携・役割分担、指導・助言を含めて、県民のエンパワーメント（能力向上）を多面的に支援する。

可能な限り県民の選択肢を拡大し、県民の主体的な選択を尊重するという視点を重視しながら施策・事業を展開する。



〔 重点取り組み項目 〕

県民の発案の機会を充実する

- ・ 政策形成段階で広く県民の意見を反映するため、地域団体や NPO 等との協働による政策形成手法の検討、県民からの政策提案の検討等、県民の施策への意見・提案を政策に反映しやすいしくみづくりに取り組む。
- ・ 電子会議室の活用等、IT を活用して広く県民の意見を求めるしくみを充実する。

政策形成への参画を推進する

- ・ 審議会や委員会など県行政の政策形成にかかる審議に、生活者の視点を持った県民が委員等として直接参画する機会を充実する。
- ・ モニター、アドバイザー、専門委員等さまざまな役割の導入を促進し、県民が審議会等に関わる機会を拡充する。

県民の選択を尊重する

- ・ 県民からの政策提案を広く求め、実現可能な提案は採択し、提案者と協調して実施に移す機会を充実する。
- ・ 概案（複数案を含む）を示し、県民から修正案や代替案を求めるなど、内容に応じて柔軟に取り組む。

(4) 参画と協働による県行政推進のチャンネル

県行政における県民の参画と協働のスタイルは、テーマや課題、分野、施策・事業の内容、性格等に応じて多種多様であるため、それらに応じて参画と協働のチャンネルを適切に組み合わせ、的確かつ柔軟に運用していくことが不可欠である。

ここでは、参画と協働のチャンネルのメニューを例示する。

運用にあたっては、事業実施部局において、具体的な施策・事業ごとにその特性に応じた創意工夫をこらしながら、県民の参画と協働の取り組みを拡充していく。

なお、施策の実施に合わせたチャンネルの組み合わせ例を参考(P32)に記載している。

【「県民の目線で考える」チャンネルの例】

チャンネル	内 容
情報公開	
公文書の公開	情報公開条例に基づき、公文書等を公開する。
情報提供	
広報	各種メディア(印刷、電波・映像、インターネット)を活用して、県政情報を発信する。
説明会	広く県民の参加を求め、施策・事業に関して説明する。
見学会	広く県民の参加を求め、県立施設や施設予定地等を見学する。
指標	政策指標: 県行政の達成状況を評価する。 社会指標: 進捗状況を評価する。
監査	行政の事務の執行を検査する
外部評価	外部から事業の成果等を評価する
公開審査会、報告会	補助等にあたって公開して審査や報告を行い、県民とともに考える機会を設ける。
<p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民にわかりやすい情報発信</li> <li>・ 情報の内容に合わせた適切なチャンネルの活用</li> <li>・ 参加しやすい日時の設定など県民の視点(ユーザーサイド)に立った運営</li> <li>・ 客観性・中立性の確保</li> <li>・ わかりやすい結果の公表</li> <li>・ 評価・検証結果をフィードバックする方法の工夫</li> </ul>	

【「県民と力をあわせる」チャンネルの例】

チャンネル	内 容
事業の協働	
共催、共同実施、運営参加	各種行事・イベントについて県民とともに運営する
実行委員会	各種行事・イベントの企画・実行組織への県民の主体的な参画を求める。
県民の主体的活動	
ボランティア活動	団体等が行政と協働して事業を実施する。事業実施にあたって県民の主体的な協働を得る。
ワークショップ	広く県民の参加を求め、実践活動を展開する
相互扶助、共済制度	関係者が生活を互いに支え合うしくみを運営する。
委託	
事業委託	県民の多彩な活力の発揮を可能にするため、事業の運営をまかせる。
PFI	民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用するため、社会資本の整備を民間に委ねる。
ネットワークづくり	
グループ育成、連携	地域づくり活動の一層の広がりをめざし、各主体の連携を支援する。
コーディネート	地域づくり活動の一層の広がりをめざし、県民の主体的な活動を連携・調整する
担い手づくり	
推進員など	県行政の推進について一定の役割を委嘱する
人材バンク、人材データベース	さまざまな能力をもつ県民を登録し、県民が活動する機会を提供する。
サポーター、オーナー制度、会員制度	県民が地域づくりの担い手となるしくみを運用する。

顕彰	
表彰	県民の主体的な行動を顕彰し、一層の活躍を期待する。
〔留意点〕	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働する機会の充実</li> <li>・ いつでも気軽に協働できるしくみの導入</li> <li>・ 県民の主体性を尊重した柔軟な運営</li> <li>・ 委託等の相手方を選任する際の客観性の確保</li> </ul>	

【「県民の知恵を生かす」チャンネルの例】

広聴	
アンケート	県民の意見、要望を把握する。
相談	地域での困りごとや不安等について県民と話し合い、解決策を探る。
学習	
フォーラム、シンポジウム、セミナー	多数の県民が参加し、特定課題等について見識を深める機会を提供する。
大会、交流会	特定のテーマの関係者の参加を求め、交流を深める。
キャンペーン	特定の問題について県民が理解を深め、実践するための機会をつくる。
講座、講習	学習や趣味について学ぶ機会を提供する。
協議	
審議会、委員会	各種課題について学識経験者、各種団体、公募委員等により議論・検討を行う。
協議会、運営委員会、連絡会議	各種課題や計画立案等について広く関係者により協議を行う
意見交換	
フォーラム、ワークショップ	広く県民の参加を求め、計画立案や課題解決に向けて意見交換を行う
研修会	特定のテーマについて県民や関係者が互いに学び合う。
意見、提案	
広聴、相談、ヒアリング	課題解決に向けて県民の意見を聴く。
パブリック・コメント	各種計画等について県民意見を募集する。

モニター	委員会等を傍聴した県民の意見を聴く。
アンケート	特定のテーマについて、県民の意見、要望を聴く。
アドバイザー	各種課題についてその分野の有識者に知恵を求めたり、意見交換を行う
〔留意点〕	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマに合った参加者の参集や広聴方法の工夫</li> <li>・ 意見・提言する機会の充実</li> <li>・ 意見・提言への対応の充実</li> <li>・ モニター等の選任時の客観性の確保</li> <li>・ 意見、提言をしやすい会議運営の工夫</li> </ul>	

県民と県行政とのパートナーシップを構築するため、これら多様なチャンネルを適切に組み合わせ合わせて活用しながら、「ともに知る」、「ともに考える」、「ともに取り組む」、「ともに確かめる」、「ともに支える」の県行政の各場面で県民が参画・協働する機会を充実する。

県行政への参画と協働の場面

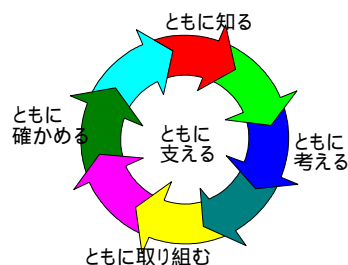
「ともに知る」：説明責任を果たすため県行政の透明性の向上や情報の提供

「ともに考える」：県民の意見を踏まえて施策や事業を企画・立案

「ともに取り組む」：県民による地域づくり活動と県の施策・事業を協働で実施する機会づくり

「ともに確かめる」：県の施策・事業の効果を県民とともに評価・検証

「ともに支える」：上記を支える参画と協働のしくみづくり



## 4. 参画と協働の推進に向けて

### (1) 概要

#### (多様なチャンネルの活用)

参画と協働のチャンネル（P24 参照）は多様であり、県行政においても積極的に活用している。しかし、チャンネルの使い方が適切でなかったり、多様なチャンネルの組み合わせにまで応用していくことができず、期待したほどの効果をあげることができない場合もあった。テーマや対象、地域性等を考慮して、多様なチャンネルをどのように使いこなしていくのが、参画と協働を実効あるものにするための今後の課題である。

#### (総体としての地域)

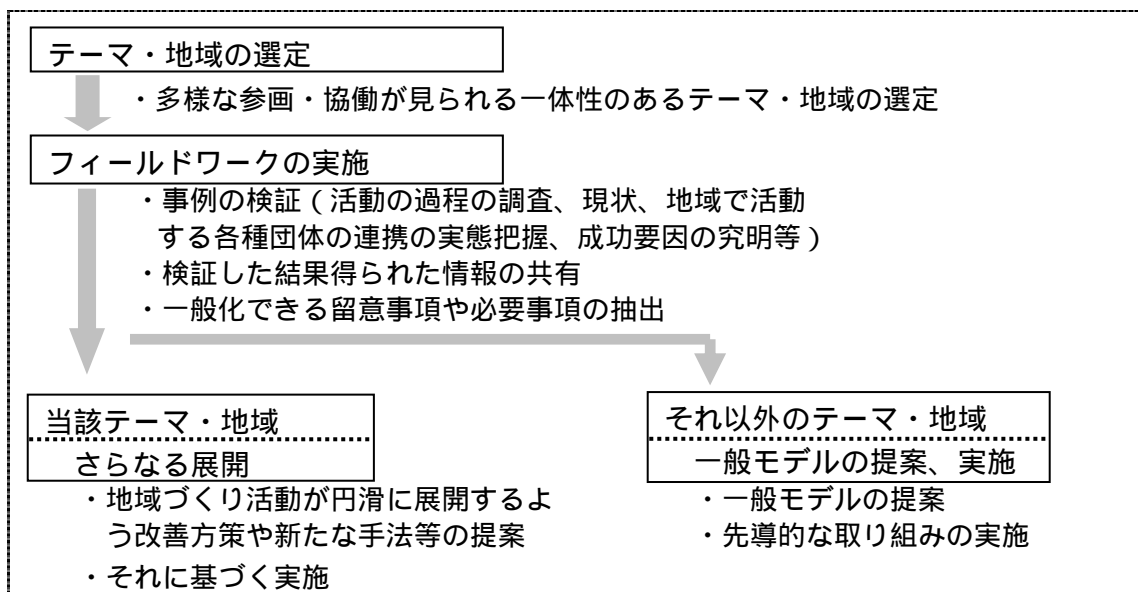
また、多様な住民ニーズが複雑にからみあった地域課題を解決するためには、地域を一面的に見るのではなく、どのような地域特性があり、どのような地域資源（主体、施設等）があり、どのような地域のネットワークがあるのか等、地域を総合的に見る必要がある。

さらに、地域社会の共同利益の実現と県行政の推進という2つの場面への参画と協働は、県民主役の「美しい兵庫づくり」の両輪をなすものであり、両者は一体的に展開することが必要である。

#### (現地解決型による推進)

そこで、これまでの参画と協働のさまざまな取り組みの輪がさらに充実していくよう、現地解決機能を担う県民局において、県民運動やボランティア、NPO活動、地域ビジョンの取り組みなど多様な形で進められている地域づくり活動相互の連携と、県行政の一体的な展開をめざし、地域全体をトータルにとらえたフィールドワークを行い、参画と協働の実態、成功要因などを検証し、参画と協働のチャンネルをどのように運用していくのかを明らかにする。その検証から得られた情報を共有するとともに、社会実験としてのさらなる取り組みを展開する。さらに、これまで蓄積してきた知見をふまえて、一般化できる手法を抽出し、さまざまな地域でこれを活用しながら先導的な取り組みを支援する。これらを通じて、一つひとつのチャンネルの熟度をあげていく。

### (2) 展開例



## 5. 推進体制の整備

多様な主体の参画と協働による兵庫づくりを総合的に推進していくため、県庁内の推進体制を整備するとともに、市町、各種活動団体、企業等との連携体制を充実する。

県行政内においては、部局を越えた連携を密にするとともに、庁内部局と県民局との連携を図り、参画と協働の推進力を向上する。とりわけ、県民局は、各地域で展開される多様な地域づくり活動を支援する県行政の核として十分な機能を果たせるよう組織を整備する。あわせて、県民の主体的な活動にかかる支援先を紹介する総合窓口を設置するなど、わかりやすい県行政のしくみづくりに取り組む。

このような、県民の参画と協働に基づく県行政を推進するため、県職員一人ひとりが参画・協働についての意義を理解し、県民との相互理解を深める職員研修を充実（ワークショップ形式に重点をおいたカリキュラム編成、NPO、団体、企業等との人材交流（インターンシップ制度の導入）体験研修の実施するとともに、地域づくり活動などのさまざまな場面で、参画と協働の実践を通じて県職員の意識改革を進める。

## 6. その他

### (1) 目的と役割

#### 地域づくり活動支援指針

「地域づくり活動支援指針」は、県民の自発的で自律的な意思による「地域づくり活動」のさらなる広がりに向けて、県としての基本的な支援の方向性を明らかにすることを目的とする。

また、県民の主体性を尊重しつつ、広域自治体である県として、市町や中間支援組織等との適切な役割分担と緊密な連携のもと、県民の地域づくり活動を支援する施策等を展開するための基本的な考え方や展開方向を示すことにより全庁横断による総合的な指針としての役割を担う。

#### 県行政参画・協働推進計画

「県行政参画・協働推進計画」は、県民主役の県政をより確かなものとするため、「県行政への参画と協働」を推進するための基本的な考え方や展開方向を明らかにすることを目的とする。

また、「参画と協働」を推進するためのチャンネル(手法)と、その効果的な運用を図るための「参画と協働」のスタイルやしぐみを提示することにより、参画と協働による県行政を推進するための全庁横断による総合的な指針としての役割を担う。

### (2) 期間

当面、条例の規定(附則 2)に基づく検証時期に合わせ、平成 15(2003)年度～平成 17(2005)年度の3か年とする。

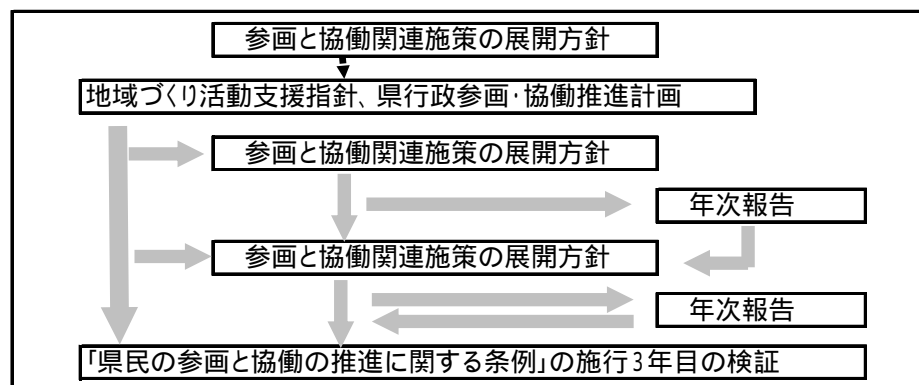
なお、平成 18 年度以降についても、3年ごとの見直しを図りながらローリングする。

### (3) 毎年度の推進と評価

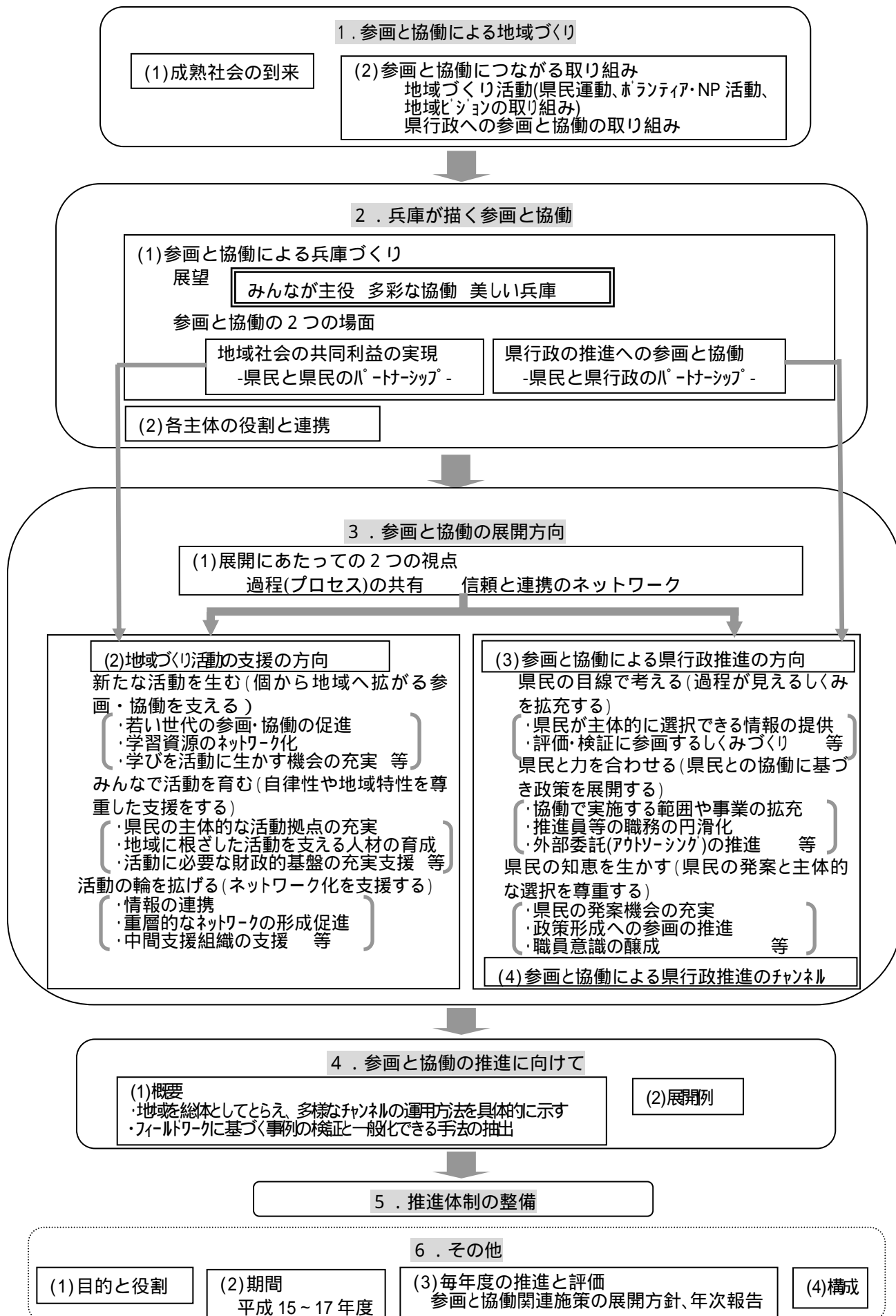
地域づくり活動支援指針、県行政参画・協働推進計画に基づき、参画と協働に関する具体的な施策を体系的に明らかにする「参画と協働関連施策の展開方針」を毎年策定し、発表する。

また、これらの実施状況を明らかにする「年次報告」を毎年作成・発表する。

さらに条例施行後3年目を迎える平成 17 年度には、条例の規定に基づき、施策の状況を総合的に検証し、必要に応じて条例の見直しを検討する。



(4)構成



参考

県行政における参画と協働のチャンネルの組み合わせ例

県行政における県民の参画と協働のスタイルは、テーマや課題、分野、施策・事業の内容、性格等に応じて多種多様であるため、それらに応じて参画と協働のチャンネルを適切に組み合わせ、的確かつ柔軟に運用していくことが不可欠である。

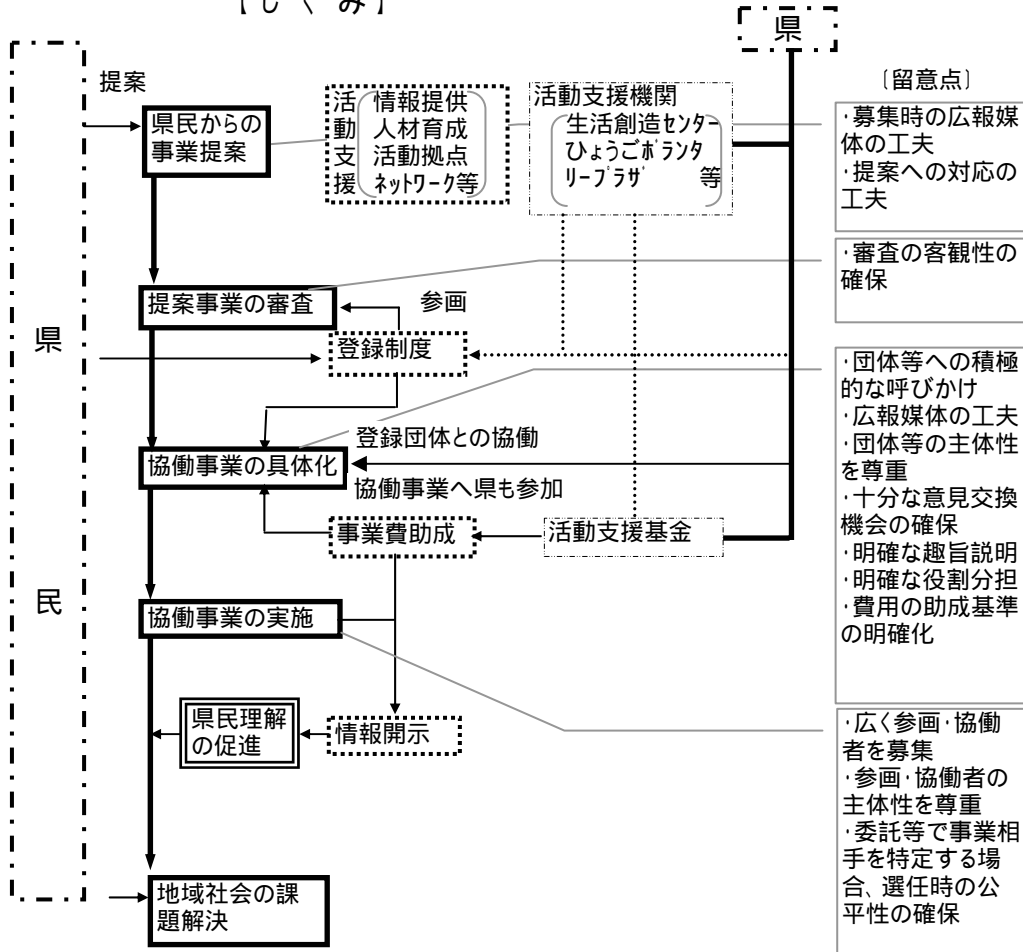
ここでは、3つの施策・事業例について、3.(4)(P24)で例示した参画と協働のチャンネルを組み合わせた実施フローを例示する。

施策・事業の実施にあたっては、参画と協働の取り組み方向を明らかにするため、各事業実施部局において、具体的な施策・事業ごとにその特性に応じて、創意工夫をこらし、参画と協働のチャンネルを適切に組み込んだこのような実施フローを作成する。

県民からの提案に基づき協働事業として県が支援する事例

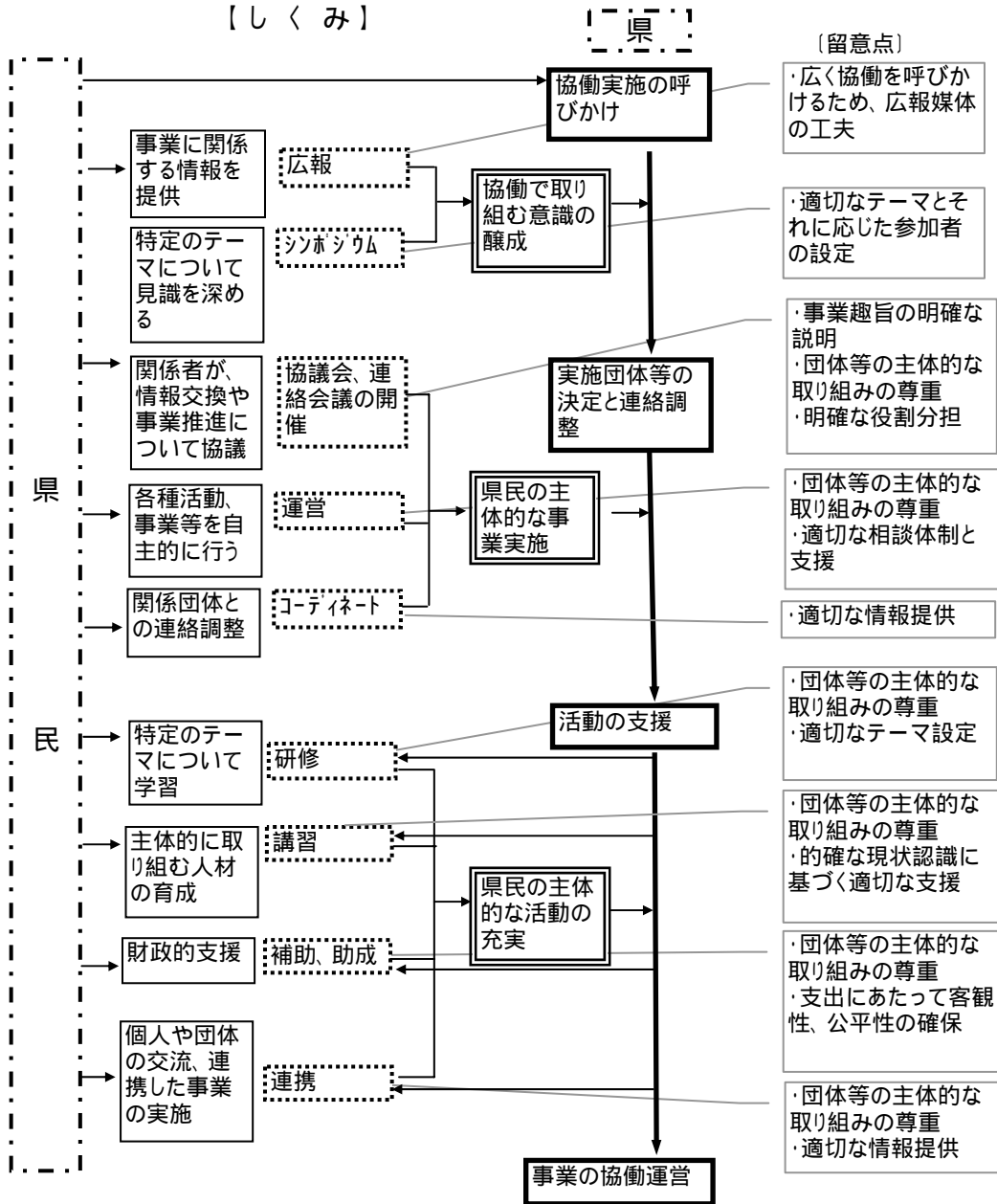
地域の課題解決に向けて、県民からの提案に基づき、県が必要な支援を行うなど、県民の自発的・自律的な活動の展開を促進する。

【しくみ】



地域における子育てなどについて県民と県が協働で取り組む事例

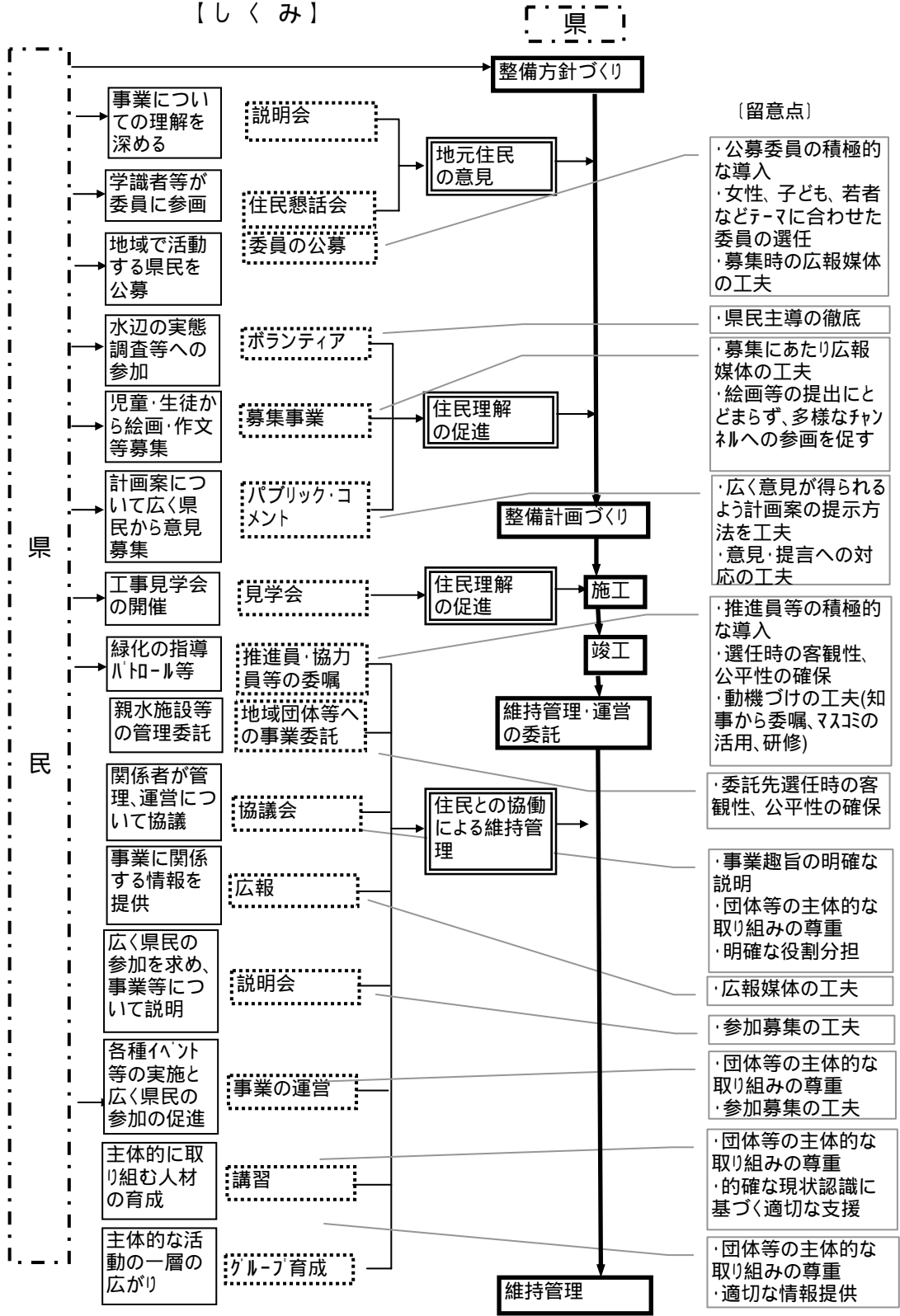
子育て、青少年の育成、コミュニティ・ケアなどの地域における課題について、県民の主体的な取り組みを基本に、県民と力を合わせて協働事業を実施する。



魅力ある公共空間の整備、管理へ県民が参画・協働する事例

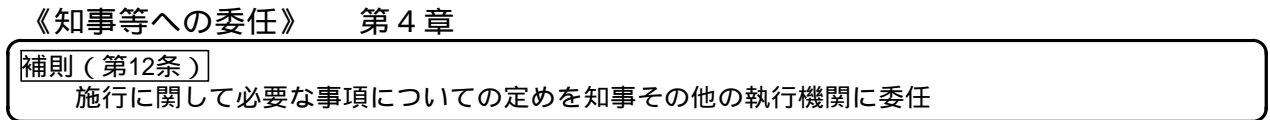
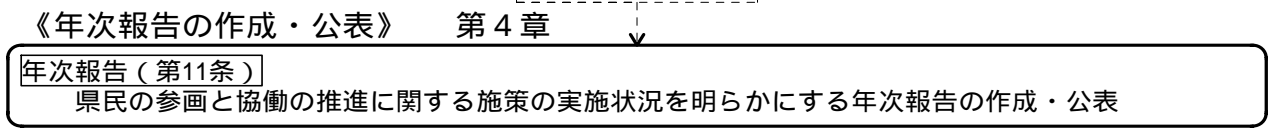
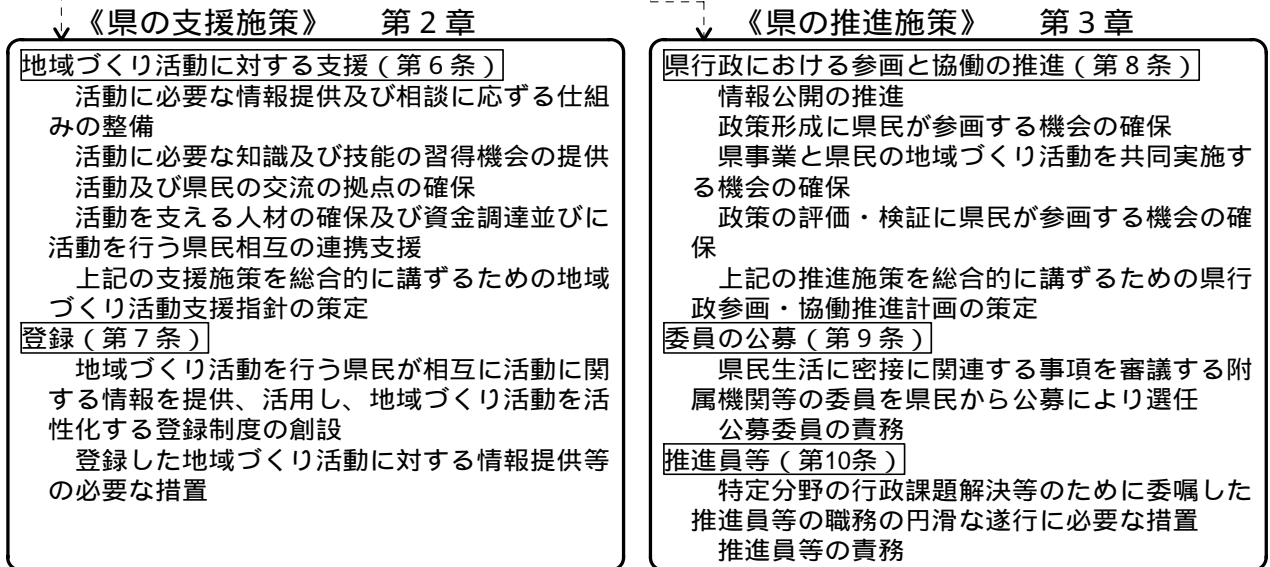
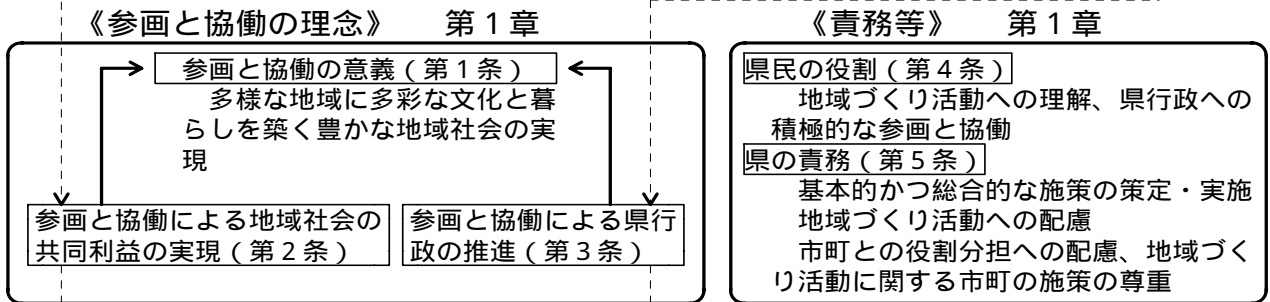
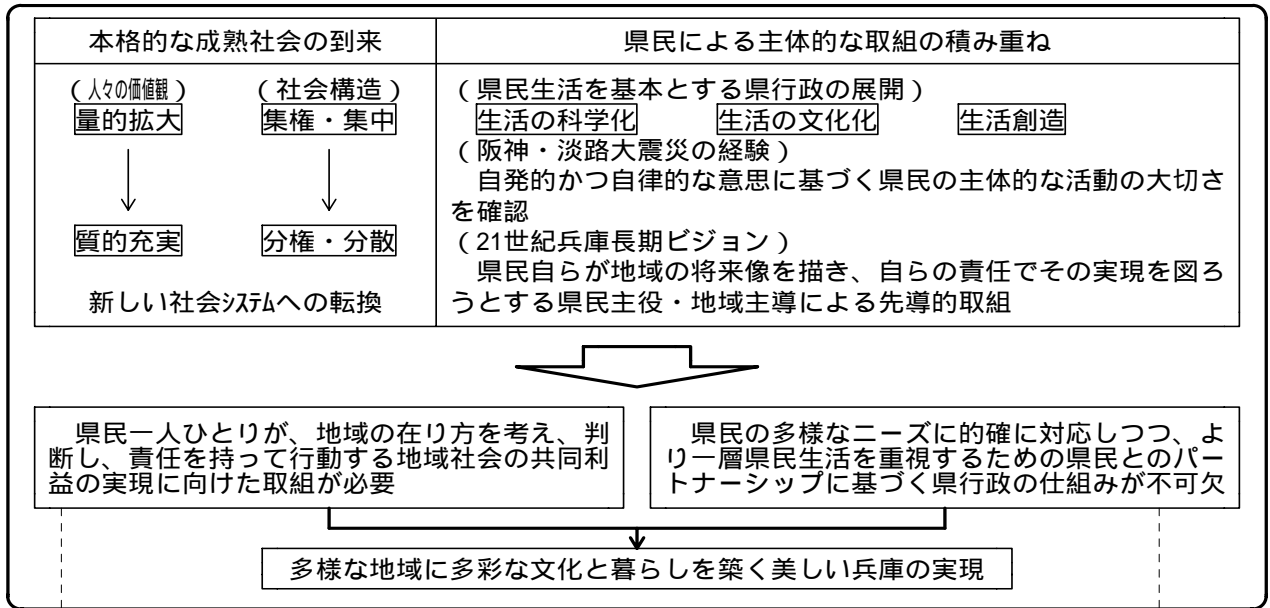
道路、河川、公園等住民に身近な公共施設の整備に当たって、計画段階から地元住民の意見を反映する場を設けるほか、施工後の清掃や花の植栽など地元住民との協働の下で管理運営を行う。

<河川整備へ県民が参画・協働する事例>  
【しくみ】



県民の参画と協働の推進に関する条例の構成

《前文》



# 県民の参画と協働の推進に関する条例（兵庫県条例第57号）

## 目次

前文  
第1章 総則（第1条 - 第5条）  
第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条・第7条）  
第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条 - 第10条）  
第4章 雑則（第11条・第12条）  
附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとりが、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会を確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進を図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則  
（参画と協働の意義）  
第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとりが、地縁団体、ボランティア団体その他の民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

（参画と協働による地域社会の共同利益の実現）  
第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

（参画と協働による県行政の推進）  
第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

（県民の役割）  
第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

（県の責務）  
第5条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現  
（地域づくり活動に対する支援）  
第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。  
(2) 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。  
(3) 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

(4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援をすること。  
(5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めるときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 参画と協働による県行政の推進  
（県行政における参画と協働の推進）  
第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。  
(2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

(3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。  
(4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

（委員の公募）  
第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるものの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。（推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

第4章 雑則  
（年次報告）  
第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。（補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則  
（施行期日）  
1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（検証）  
2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（兵庫県規則第6号）」により、平成15年4月1日から施行しています。

地域づくり活動支援指針  
県行政参画・協働推進計画  
(中間報告案)

平成 15 年 9 月

県民生活審議会 参画・協働推進専門委員会

事務局：兵庫県県民政策部県民文化局参画協働課

650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-362-4015

メールアドレス：[ks\\_sankaku@pref.hyogo.jp](mailto:ks_sankaku@pref.hyogo.jp)

ホームページ：<http://web.pref.hyogo.jp/sankaku/index.html>